

東京都男女平等参画審議会
第2回総会

平成28年9月2日

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

(午後 1 時 2 8 分 開会)

○吉村担当部長 それでは、若干、お時間より早いですけれども、委員の皆様がおそろいになりましたので、第 2 回となります東京都男女平等参画審議会の総会を開会させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、7 月 1 日付で事務局の男女平等参画担当部長として就任いたしました吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

夏季の期間中、都庁内では省エネ対策等の一環で、室温を高目に設定させていただいておりますので、もしよろしければ、委員の皆様方も上着をお脱ぎいただいて、お楽な服装にしていいただければと存じます。

それでは、議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告させていただきますが、本日 19 名の委員にご出席いただいております。まことにありがとうございます。東京都男女平等参画審議会運営要綱の 5 に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことを、ご報告申し上げます。

次に、新たにご就任いただきました委員を紹介させていただきます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、適宜ごらんいただければと存じます。

新任委員の加藤育男委員でいらっしゃいます。

○加藤（育）委員 東京都市長会から参りました福生市長の加藤です。よろしくお願いいたします。

○吉村担当部長 ありがとうございます。

続きまして前回ご欠席の委員の方をご紹介します。

こちら右手のほうからになりますけれども、大久保幸夫委員でいらっしゃいます。

○大久保委員 よろしくお願ひします。

○吉村担当部長 続いて坂本義次委員でいらっしゃいます。

○坂本委員 檜原村長の坂本です。よろしくお願い申し上げます。

○吉村担当部長 武石恵美子委員でいらっしゃいます。

○武石委員 よろしくお願ひいたします。

○吉村担当部長 成澤廣修委員でいらっしゃいます。

○成澤委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○吉村担当部長 なお、本日は加藤尚子委員、金子隆一委員、栗林知絵子委員、高橋史朗

委員、並木一夫委員、山田昌弘委員につきましては、ご欠席でいらっしゃいます。

次に、7月1日付で職員の異動がございましたので、紹介させていただきます。

中嶋生活文化局長でございます。

○中嶋生活文化局長 皆様こんにちは。生活文化局長の中嶋でございます。7月1日付で着任いたしまして、今回初めての総会ということでございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。委員の皆様には6月に開催されました第1回総会におきまして、それぞれのお立場から貴重なご意見をいただいたと報告を受けております。また部会委員の皆様には総会でのご議論を踏まえ、限られた日程の中、本日の審議事項でございます中間のまとめ案の作成につきまして、精力的にご検討いただきました。皆様のこれまでのご尽力に深く御礼を申し上げます。

さて、女性の活躍推進につきましては、女性活躍推進法が成立するなど、ここ数年で国による動きが非常に活発化しております。都におきましては、女性活躍推進に向けた気運を醸成するための、さまざまな取組を実施いたしますとともに、本年2月には自治体で初めてとなります、東京都女性活躍推進白書を策定いたしました。これを踏まえまして、女性の就業継続の問題や、長時間労働を前提とした働き方の見直しなど、大都市ならではの課題に積極的に対応するとともに、男女間における暴力の深刻化の問題などへの取組を一層進めていきたいと考えております。

また、ご案内のとおり、小池知事が就任いたしまして、新しい都政がスタートいたしました。今年度は今後の都政の具体的な政策展開を示しますため、2020年に向けた実行プラン、これを策定する予定でございます。

こうした現状を踏まえまして、私どもとしては審議会でのご議論はもとより、広く都民の声も集めまして、検討を積み重ねることによりまして、男女平等参画に向けた取組をさらに進めていきたいと考えております。

委員の皆様には本日のご審議を経て、中間のまとめを取りまとめていただくこととなりますので、引き続き積極的なご意見を賜りますよう、切にお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○吉村担当部長 恐れ入りますが、中嶋局長は次の予定がございますので、ここで失礼を

させていただきます。

それでは、この後の進行は佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 会長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず審議に入ります前に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、審議会の運営等について、再度ご確認をさせていただきたいと思えます。

まず本審議会の公開についてでございますが、本審議会は運営要綱第10により公開で行うものと定められております。ただし審議会の決定により一部非公開の取り扱いとすることができますが、前回と同様に公開で進めさせていただきたいと存じます。

次に議事録の取り扱いについてですが、これについては事務局からご説明をお願いします。

○吉村担当部長 議事録は全文氏名入りでホームページで公表したいと存じます。議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録の案を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は会長にご一任ということにさせていただきたいと存じます。なお、個人情報にかかわる事項などがある場合には発言者及び会長とご相談をさせていただきますたく存じます。

また、第1回総会の議事録を机上に配付させていただいておりますが、こちらは既にホームページのほうでも公開させていただいております。

以上です。

○佐々木会長 それでは早速審議に入らせていただきます。

会議次第、第3は、本審議会の中間のまとめ（案）についてでございます。各部会委員の皆様には、この中間のまとめ（案）の取りまとめに当たりまして、大変ご尽力いただきました。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

まず本論に入る前に、前回の総会において、現行計画における総括について、委員の方からご意見がございました。それについて事務局からご報告をお願いいたします。

○白石課長 男女平等参画課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、現行計画の総括につきまして、資料3でご説明したいと存じます。

今回、資料3に現行計画の中の主な事項につきまして、資料として取りまとめております。恐れ入りますが、資料3を1枚おめくりください。

育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援になります。東京都におきまし

ては、特に再就職を目指す女性に対して、再就職のノウハウを提供するセミナーやスキルの習得と職場体験を組み合わせたサポートプログラムなどを実施してきました。平成27年度の実績としては、しごとセンターにおける女性再就職支援事業の中で、サポートプログラムを始め、再就職を目指す女性のための専用窓口でございます「女性しごと応援テラス」を通じた、求職者支援などを実施しております。本事業における延利用者数は、年間1万6,000人を超えております。

また、育児離職者や母子家庭の母などを対象とした職業訓練の受講者数は、約300人となっております。こちらの資料に労働力率を示すグラフがございますが、いわゆるM字カーブの底は以前に比べて上昇が見られております。また、次のページには、年齢別の就業希望率のグラフがございますが、40代前半の就業希望率が高いことから、再就職を希望する女性への取組が引き続き求められているという状況になってございます。

次のページをごらんください。政治・行政分野への参画促進でございます。東京都議会議員に占める女性の割合は19.8%であり、全都道府県の中で最も高く、また衆参両議院議員に占める割合よりも高くなっております。また東京都の女性管理職比率につきましては、管理職選考の受験奨励の取組等の効果もございまして、現在15.1%となっており、他の道府県や国よりも高い数値となっております。

また審議会の女性委員の任用率につきましては、現行計画で35%の目標を掲げ、庁内における働きかけや、民間企業との協定に基づく女性候補者の推薦などの取組を行っております。また関係団体からも200名近くの女性委員に審議会へ参画していただきました。

こうした結果、女性委員の任用率は上昇傾向にあるものの、全都道府県では2番目に低い状況にあり、さらなる取組が求められております。

1枚おめくりいただきまして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現でございます。東京都ではこれまで仕事と子育ての両立など、職場の雇用環境を整備する企業への支援などを行ってまいりました。「ワークライフバランスフェスタ東京」の開催や従業員が仕事と生活を両立しながら、働き続けられる職場の実現に向けた優れた取組を実施する企業の認定ですとか、両立支援アドバイザーによる相談・助言や中小企業への専門家の派遣、助成金の支給等の取組を行ってまいりました。

しかしながら、東京都の所定外労働時間は全国より長く、全国平均よりも1時間程度

長くなっております。長時間労働や、家事、子育ての担い手の偏りなどもあることから、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が求められております。

次に、子育てに対する支援になります。東京都では保育サービスの充実や地域における子育て支援、育児休業等の支援を行ってまいりました。保育サービスの利用児童数は平成26年度までの目標値を超える実績となっております。また、学童クラブやファミリー・サポート・センターなど、地域での子育て環境の整備も進めております。

一方で保育サービスの利用率も年々上昇していることから、平成28年4月現在の待機児童数は約8,500人と前年から増加をしております。また、合計特殊出生率は1.15と全国最下位の状況が続いており、その要因の一つとして、女性の仕事と育児の両立の難しさが挙げられております。男女ともに働き方の見直しを進めることや、社会全体での子育て応援、ひとり親家庭の支援なども必要となってまいります。

最後に、配偶者からの暴力の防止をごらんください。現行計画におきましては、被害者が身近な地域で充実した支援を受けることができるよう、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センター整備の推奨を掲げております。都では区市町村に対し、基本計画の策定に向けた説明会の開催や情報提供、助言を行うほか、配偶者暴力相談支援センター整備に向けて、手引の作成や推進窓口の設置、相談員等の、人材を育成するための研修などを行ってまいりました。

現在、基本計画を策定した区市町村数は47団体、配偶者暴力相談支援センターは12団体となっております。区市町村における相談件数は平成15年度と比べ、平成27年度には3倍に増加しております。これは、区市町村における相談体制の充実などによるものと考えられます。引き続き体制強化に向けた技術支援が必要となります。

なお、最後に現行計画で数値目標を掲載している事業の一覧表をおつけしております。簡単ではございますが、説明は以上になります。

○佐々木会長 ありがとうございます。

次に、中間のまとめ（案）に至るまでの経過について、事務局から報告をお願いします。

○吉村担当部長 それではお手元の資料4をごらんください。審議経過をまとめた表でございますが、まず6月29日の第1回総会におきまして、諮問の後に計画の策定・改定に当たっての基本的な考え方や現状などにつきまして、意見交換を行っていただきました。また審議に当たり、男女平等参画部会及び配偶者暴力対策部会を設置していただき

ました。

部会は7月から8月にかけて、それぞれ3回開催いたしまして、総会委員の皆様のご意見も踏まえながら作成していただきましたのが、お手元の間まとめ（案）でございます。

以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

部会委員の皆様には、短期間に無理なお願いを申し上げたわけですが、惜しみないご協力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

それでは中間のまとめ（案）の審議に入ります。中間のまとめ（案）の審議状況について、各部長からご報告をお願いしたいと思います。

まず最初に、男女平等参画部会の武石部長、よろしくお願いします。

○武石委員 ありがとうございます。それでは部会の報告を簡単にさせていただきます。

この後、事務局から詳しい説明がございますので、私からは簡単にポイントだけ申し上げたいと思います。

こちらの部会、資料6に一覧でおまとめいただいているので、これをごらんいただくのがよろしいかと思います。大きく基本的な考え方、それから計画に盛り込むべき事項ということで検討してまいりました。

まず基本的な考え方に関しましては、特に資料6の上のところの、2番です。中心として取り組む事項のところをごらんいただきたいと思います。男女平等参画部会に関連するのは、この（1）から（3）までになります。

まず1点目といたしまして、女性活躍推進を進めるという中で、働く場において、女性がさまざまな問題を抱えているということを踏まえ、女性に対する積極的な改善措置、いわゆるポジティブ・アクションの促進というものが、一つ大きなテーマになっております。雇用の分野においては、男女平等参画が非常におくれているという現状がございますので、男女の機会均等、格差是正ということを強力に推進していくということ。これが1点目になります。

二つ目ですが、（2）になります。働き方の見直し、男性の家庭生活への参画、それから保育の問題も含めまして、ワーク・ライフ・バランスを実現していくということが2点目の重要な課題であります。特に東京は全国に比べて所定外労働時間が長い、通勤時間も長い、そして帰宅時間も遅いという特徴がございますので、家庭生活で非常に影

響が出ているということがあります。

この二つ目は男女共通の問題が中心になってまいります、男女がともにあらゆる年代において仕事と子育て、介護、地域活動、これが両立できる社会にしていくということが、2点目になります。

そして3点目ですが、地域社会とのかかわりを通じて、働く場にとどまらない活動機会の拡大をしていくということになります。女性も男性も地域活動にかかわることによりまして、いきいきとした生活ができる。また地域社会そのものが活性化するということが期待されるということで、これが3点目に挙がっています。

この基本的な考え方に基きまして、第2部になりますが、具体的に盛り込むべき事項ということに関して検討をしております。領域が三つに分かれておりますので、それぞれの領域についてご説明をさせていただきます。

まず領域Ⅰですけれども、働く場における女性の活躍ということになります。女性の管理職比率などが非常に低い。それからM字カーブは、解消してきてはいるんですけれども、まだまだM字カーブが残っている現状。そういったことを踏まえまして、女性がきちんと採用され、職域を拡大し、結果として、きちんと登用されていくということに関する項目。あるいは再就職、非正規の問題も含めまして、女性の就業継続、キャリア形成の問題。さらに若者のキャリア教育、これから社会に出ていく若者に対してもきちんと意識をもつていただくというようなことを含めて、七つの項目に関しまして提起をさせていただいております。都に求める取組、それから都民・事業者に求められる行動ということで提起させていただいております。

それから領域Ⅱ、右側になります。ここは非常に項目も多く、領域Ⅱは三つに分かれています。一番目が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ということ。ここでは働き方の見直しですとか、男性の家事・育児への参画。それから、昨今大変大きな問題になっています保育サービスの充実を含めた妊娠・出産・子育てに関する支援。また、今後大きな問題になってくると考えられる介護に対する支援。こういった問題が領域Ⅱの1に入っています。

それから2番目が、地域における活動機会の拡大ということで、働く場だけではなくて、あらゆる場において、女性の参画を拡大していくということが重要である。さらに幅広い年齢層で地域活動への参画を促進するということが、これが2番目になります。

そして領域Ⅱの3番目ですが、男女平等参画を推進する社会づくり、ということで、

社会制度・慣行を含め、少し社会的な問題に関しまして、ここで取り上げているということになっております。

それから資料の下に領域Ⅲがございます。ここは特別な配慮を必要とする男女への支援という領域になってまいります。これについて、ひとり親家庭、高齢者、若年層、このあたりは前回の計画でも取り上げておりました、引き続き男女平等参画の視点から、必要な対応をしていただく必要があるということになります。

そして、④ですが、障害者、それからLGBTと言われていきます性同一性障害者、性的指向の異なる人への支援という、ここが新たな項目として今回つけ加わっています。特にこれから障害者に関しましては障害者の差別を禁止する法律ができましたし、また今後5年ということを考えますと、LGBTの問題というのは非常に重要な課題になってくるのではないかとということで、特に偏見差別の解消を目指した啓発・相談対応の必要性というものを指摘させていただいております。

以上が中間のまとめの概要になってまいります。部会委員の皆様、大変暑い中熱心にご議論いただきましたけれども、本日の審議会でもいろんなご意見を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。大変丁寧な説明でしたが、事務局のほうから何か、内容の説明というのはありますか。

○白石課長 それでは事務局より「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」の中間のまとめ（案）につきまして、資料5及び資料6で説明いたします。

恐れ入りますが、資料5を2枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

中間のまとめ（案）は2部構成となっております。第1部、基本的考え方では、都や国のこれまでの取組や男女平等参画及び女性の活躍をめぐる現状認識を示した上で、目指すべき男女平等参画社会のあり方やその実現に向けた施策の方向性、数値目標に関する考え方を示しております。

また、第2部、女性活躍推進計画に盛り込むべき事項につきましては、領域Ⅰ、働く場における女性の活躍から領域Ⅲ、特別な配慮を必要とする男女への支援で構成され、それぞれの項目事項ごとに現状・課題とそれを踏まえた取組の方向性を記載しております。

それでは第1部の内容についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。1、都・国の取組でございます。東京都行動計画に基づく都の施策の推進や都民、事業者等と連携協力した事業の実施について、また近年の女性の活躍推進の動きを踏まえた東京都女性活躍推進会議の設置について記載をしております。また、国の動きとしましては、昨年12月の第4次男女共同参画基本計画の策定や女性活躍推進法の全面施行などについて記載をしております。

続きまして、2、男女平等参画及び女性の活躍をめぐる現状認識でございます。

(1) 社会経済環境の変化では、次のページになりますけれども、世界有数の大都市である東京も、間もなく人口減少社会に突入しようとしており、4年後に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を経て、更に成長を続けていくためには、とりわけ、女性の活躍推進が鍵になることを記載しております。

(2) 女性の参画の状況では、女性の活躍推進に関する社会の気運は、高まりを見せており、先進的な取組を行い、成果を出す企業も増えている一方で、国際的には女性の活躍推進が十分とは言えない状況について記載をしております。

(3) 急速に進む少子・高齢化におきましては、合計特殊出生率が全国で東京は最下位であること、高齢化も一層進行していくことが見込まれることを記載しております。

次のページになりますけれども、(4) 男女平等参画と少子化では、少子化が多くの先進国で共通の課題となっていること。出生率が回復した国々の先例から、男女平等参画を進めることが少子化対策にも寄与するとの考え方を示しております。

以上の課題を踏まえまして、3、目指すべき男女平等参画社会のあり方では、人々のライフスタイルや価値観は多様になり、大きく変化している中で、性別や年齢を問わず、個性と能力を発揮できる機会が確保され、人々が生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指すことが必要であるとの考え方を示しております。

続きまして4ページになります。

4、目指すべき男女平等参画社会の実現に向けてでございます。東京都におきましては、東京の特性を踏まえつつ、時代に求められる施策を積極的に展開していくこと。都が民間団体とともに構成している「男女平等参画を進める会」やその他の企業、市民団体等との連携した取組を進めていくことが大切であること。そして、最も重要なことは、一人ひとりの都民が「自立した個人」として、意思と責任を持ち、行動していくことを記載しております。

また、今回策定する女性活躍推進計画は、法の対象範囲である働く場、職業生活の枠を越えて、「働く場以外の身近な地域での活動」等も対象領域とする考えから、現行の「男女平等参画のための東京都行動計画」と「東京都女性活躍推進計画」を一体のものとして策定しつつ、その中で、女性の活躍推進の比重を高めることによって、さらに強く男女平等参画社会の実現を推進する計画とすることが必要であると記載しております。

計画の策定に当たり、中心的に進めるべき事項としまして、4項目を挙げております。

(1) としまして、働く場における女性に対する積極的改善措置、こちらの促進では、雇用の分野において、男女平等参画が十分ではない状況が、管理職に占める女性割合の少なさや男女間の賃金格差などの課題につながっていることから、働く場における男女の機会均等や格差是正をより強力に推進していくことの重要性。

(2) 働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現では、長時間労働などの男性中心型の労働慣行を見直し、男性の家庭生活への関わりを促す取組の重要性。

(3) 地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大では、地域活動にかかわることで、女性も男性も、働く場や家庭生活以外での新たな活躍の場が広がり、より豊かな人生につながることを。

(4) 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組では、配偶者暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因であることから、深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止するため、関係機関と力を合わせて取り組む必要性。

について記載をしております。

5、行動計画の数値目標等につきましては、PDCAサイクルによる計画の実効性を高めるため、行政、事業者等の各主体が実施する取組に応じて、行動目標や達成年度などを設定することが求められている旨、記載をしております。

続きまして、第2部、行動計画に盛り込むべき事項について説明いたします。時間のご都合もございますので、各事項における取組の方向性を中心に説明させていただきます。恐れ入りますが、資料6に移らせていただきます。

資料6、中間のまとめ（案）概要をごらんください。

こちら第2部におきましては、色つきの枠囲みの中に主な現状・課題を記載してござ

います。また丸をつけた段落に、主な取組の方向性を記載しております。なお、資料の中で現行計画から変更、追記をした箇所には下線を引いております。

まず領域Ⅰ、働く場における女性の活躍になります。①均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進におきましては、職場における男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、中小企業における女性の活躍機会の拡充を後押しする施策の展開について記載しております。

②女性の就業継続やキャリア形成、こちらにつきましては、結婚、出産、育児、介護などのライフイベントと仕事の両立を図り、就業継続を支援する取組や女性が長期的視点に立ちキャリア形成意識を高めるための施策の必要性について記載しております。

③職場におけるいやがらせでは、ハラスメント行為が社会的に許されないことを広く周知徹底する普及啓発や相談体制の充実について記載しております。

④若者のキャリア教育推進では、若者のキャリア教育を推進し、長期的視点に立ったキャリアデザインを行う機会の支援について記載しております。

⑤起業等を目指す女性に対する支援では、女性が自らの意思に基づく、起業へのチャレンジを支援していくことについて記載しております。

⑥育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援では、離職者が意欲と能力を活かして、仕事の場に復帰できるよう支援していくことや再就職後の職場環境整備など事業者等の取組の促進について記載しております。

⑦普及啓発活動の充実では、さまざまな媒体を活用した女性の活躍推進や男女平等参画に関する情報の提供の必要性について記載しております。

続きまして領域Ⅱ、男性も女性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現でございます。

①働き方の見直しでは、長時間労働の是正を社会全体で進めるとともに、多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現や効率的で柔軟な働き方の意義や重要性を啓発し、社会全体での意識改革を推進することの必要性を記載しております。

また、②男性の家事・育児への参画では、ワーク・ライフ・バランスに理解ある社会への転換を図り、男性の家事・育児への参画を推進することについて記載しております。

また、③妊娠・出産・子育てに関する支援につきましては、子育てに関する多様なニーズに応じる保育サービスの充実と、子供を持つ家庭が地域で安心して子育てできる仕組みづくりや、ライフイベントと仕事を両立するための施策や女性のキャリア形成意識を高めていく施策の実施について記載しております。

④介護に対する支援におきましては、多様なニーズに応じた介護サービスの充実、介護基盤の整備、ライフイベントと仕事を両立するための施策の実施について記載をしております。

続きまして、2、地域における活動機会の拡大では、初心者でも気軽に参加できるボランティア活動情報の発信など、女性が社会活動・地域活動に参加するきっかけ作りや活動への参加意欲がある女性と活動を結び付ける取組、また男女共に幅広い年齢層による地域活動への参画を促進することなどを記載しております。

3、男女平等参画を推進する社会づくりにつきましては、

①政治・行政分野への参画促進におきましては、女性の参画拡大に向けた計画的な取組の推進。

②防災分野への参画促進におきましては、復興を含む防災分野における女性の参画の促進。

③教育・学習の充実におきましては、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場における男女平等参画を推進する教育・学習の充実。

④社会制度・慣行の見直しにおきましては、社会制度や慣習・慣行の見直しや社会全体の意識改革の推進。

⑤生涯を通じた男女の健康支援におきましては、医療機関と連携した性や年代に応じた健康支援の充実。

について、それぞれ記載しております。

最後になりますが、領域Ⅲ、特別な配慮を必要とする男女への支援でございます。

①ひとり親家庭への支援におきましては、相談体制の整備や、ひとり親家庭が必要とする支援に関する包括的な情報提供の充実。それから安定的な就業継続への支援について記載しております。

②高齢者への支援におきましては、地域ぐるみでの高齢者支援体制の充実。就業機会の確保に向けた高齢者の雇用就業に関する総合的なサービスの提供について記載しております。

また③、若年層への支援につきましては、若年層の男女に向けた、就業等に関する相談体制の充実。安定した就業に向けた支援やキャリアデザインの形成に向けた支援の充実について記載しております。

④障害者、性同一性障害者、性的指向の異なる人への支援につきましては、人権教育・

啓発等の促進や相談への適切な対応について記載しております。

以上、簡単ではございますが説明は以上になります。

○佐々木会長 では配偶者暴力対策部会の山崎部会長代理、よろしくお願いします。

○山崎委員 山崎と申します。部会長の山田委員がご欠席のため、部会長代理の私からご報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料の8にあります配偶者暴力対策基本計画の策定に当たっての概要をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

第1部基本的な考え方としましては、DV防止法も15年を迎えて、現場でのさまざまな努力によって被害者支援が充実してきたということと、その一方でまだまだ被害が減らないことや、被害者当事者のみならず、子供に対しても深刻な被害が及んでいるということを前提として確認したいと思います。

支援の充実に伴って、2番の「中心となる視点」のところですが、被害者の安全確保とともに本人の意向を尊重した継続的な支援が必要だということで、この間行政でもさまざまな取り組みがなされていますし、また民間団体でも独自に継続的な支援をさまざまされているところです。

そうした中で、被害者本人だけでなく、被害者の子供、あるいは親族、あるいは支援している現場の支援者に対してもサポートが必要であろうということで、支援の体制としても、あと相談の対象となる人としても、より拡充していくことが求められているというふうに思っております。

その一環として、4番にあります「配偶者等」の表記というところを、今回改めて入れさせていただきました。これは前回の総会でもご質問のありましたデートDVとか、同性間の暴力といった、従来の法的枠組みでは想定していなかった人にまで拡大している被害をきちんと捉えていこうということで、法律上の配偶者間だけではなく、さまざまな暴力にも対応できるような計画にするため、行政機関の名称や文脈上法律上の配偶者のみを意味するような部分以外の、概念を広げて考えられる部分については、「配偶者等」という表記に改めております。

では、第2部の主な取組の方向性について、ご説明します。

まず、先ほどの現状認識でも申し上げましたとおり、子供に対しての被害というものが、我々部会では非常に重視しましたので、子供という視点が随所に出てまいります。

1番の冒頭にあります子供の面前DVが子供にとっては虐待にも当たり得るということ

を明記するとともに、3番の「安全な保護のための体制整備」にも心理的ケア等同伴児童への対応が必要であるということが書いてあります。

また、4番の「自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」の中にも、(5)子供のケア体制の充実ということで、DVから逃れてきた子供の心理的ケアの必要性和、それだけでなく最近とみに支援者の中でも問題として重視されている面会交流への対応についても、慎重に検討が必要であるということを明記しました。

また、子供とともに、我々部会では若年層についても視点として捉える必要があるということで、1番「暴力を許さない社会形成のための啓発」に若年層がよく利用する媒体等の若年層が遭いやすい被害について啓発ということも明記しました。これは主にSNSであるとか、近年発達しているインターネット環境を利用した被害、あるいは末尾のV「性・暴力表現への対応」にもありますリベンジポルノ等への被害等も想定して、若年層への支援を強化するべきであるということを入れました。

続いて、2番の「多様な相談体制の整備」の(3)に被害者の状況に応じた相談機能の充実とありますが、ここで想定していますのは、相談支援のあり方がより多様化してきたことに伴って、被害者が被害から逃げて安全を確保する、それだけでは支援は終わらないだろうということで、継続的な切れ目ない支援を視野に入れると、多様な被害者のニーズと被害者の意向を踏まえた上で、また同時に被害の危険度もきちんとアセスメントした上で、支援の方針のバリエーションをふやしていくことが必要だろうということで、一人一人の状況に応じた相談体制をできるように相談の機能を強化する必要があるということを指摘させていただきました。

また、5番の「関係機関・団体の連携推進」では、民間団体との連携強化の促進ということも部会では非常に重視しました。繰り返しになりますがDV法ができて15年、この間、民間団体の支援の充実が、被害者支援の中で非常に役割を大きくしております。そうした中で都ができることは限られているのかもしれないけれども、今よりも一層連携を強化して、財政支援も含めて、色々な連携協力のあり方を検討してほしいと部会では考えました。

最後に7番、「調査研究の促進」にあります加害者更正についてです。これはいつも議論になるところではあって、加害者更正の効果のあり方というのは両論あるところです。ただ、支援者が加害者への問い合わせに対応しなければならないということも含めて、被害者だけの対応では終わらないDV被害支援の中で、加害者対応の必要性という

のもやはり考えていく必要があるということで、更正も含めた対応のあり方を検討して、より情報収集をしていこうというふうに記載させていただきました。

私からは部会の主なポイントについて説明させていただきましたので、後は事務局からご説明をお願いします。

○佐々木会長 では続きまして、事務局からお願いします。

○白石課長 それでは、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方についての中間のまとめ（案）について、資料7と資料8でご説明いたします。

まず資料7を2枚おめくりいただき、目次をごらんください。

こちらの中間のまとめ（案）につきましても2部構成となっております。今回の計画は配偶者暴力対策を主たる領域としながら、性暴力被害者、ストーカー被害者に対する支援、セクシュアル・ハラスメントの防止など、近接する課題もあわせた計画となっております。

第1部、基本的考え方では、都・国のこれまでの取り組みや暴力をめぐる現状認識を示した上で、暴力のない社会の実現に向けた施策の方向性、配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的な視点や数値目標についての考え方などを示しております。

第2部、基本計画に盛り込むべき事項では、Ⅰ配偶者暴力対策、こちらにつきましては、現行計画に掲げている七つの基本目標ごとに、Ⅱ性暴力被害者に対する支援以降につきましては項目ごとにそれぞれ現状課題とそれを踏まえた取組の方向性を記載しております。

それでは、第1部の内容につきましてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。

第1部、基本的考え方になります。まず、1、都・国の取組では、平成13年の法制定以降の改正と都における「配偶者暴力対策基本計画」の策定、改定、さらに「ストーカー規制法」の改正や「リベンジポルノ法」の制定、都における性犯罪・性暴力の被害者に対するワンストップ支援の取り組みなどを記載しております。

恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただきまして、2ページ中段の2、暴力をめぐる現状認識におきましては、配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力が重大な人権侵害であること。配偶者暴力は、外部からの発見が困難な家庭内で行われているため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があること。同居する子供に直接の暴力がない場合でも心理的外傷など、深刻な影響を及ぼすことなどを記載しております。

3 ページの 3、暴力のない社会の実現に向けてにおきましては、配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等が、男女平等参画社会の実現を阻害する要因となること。こうした行為を防止し、人権を守るために東京都は、区市町村、民間団体、警察など関係機関と力を合わせて取り組む必要があること。また近年は、同性同士の暴力による被害も起きており、人権尊重の観点から、被害者の状況に配慮した支援の必要性について記載しております。

4 ページの中段に、4、配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点について記載をしております。こちらでは三つの視点を中心に、着実に取り組むこととしております。一つ目として、暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発。二つ目として、都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担。三つ目として、被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援を挙げております。

6 ページの 5、基本計画の数値目標におきましては、基本計画の実効性を確保するために、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことを記載しております。

なお、この中間のまとめ（案）におきましては、法で規定する配偶者に加え、生活の本拠を共にしない交際相手など、親密な間柄のパートナーを含む場合につきましては、「配偶者等」と定義し、記載しております。

続きまして第 2 部、基本計画に盛り込むべき事項についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料 8、中間のまとめ（案）の概要をごらんください。

こちらにつきましても、項目ごとに色つきの枠囲みの中に主な現状課題を、丸をつけた段落に主な取組の方向性を記載しております。なお、資料の中で現行計画から変更、追記した箇所には下線を引いております。

まず、1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見になります。

（1）暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進では、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待にあたり、子供の精神に影響を及ぼすことを、広く都民に周知すること。若年層がよく利用する媒体を活用し、交際相手からの暴力を始めとする若年層が遭いやすい被害について啓発していくことを記載しております。

（2）早期発見体制の充実では、医療機関、幼稚園・保育所、学校を始めとした関係者に対する研修など、被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実。また対応マニュアルの活用、周知などを挙げております。

続きまして、２、多様な相談体制の整備になります。

（１）都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の充実と外部専門家によるスーパーバイズや研修による相談機能の強化。都内の配偶者暴力相談支援センターの中核としての役割強化について記載をしております。

（２）身近な地域での相談窓口の充実では、区市町村や警察の相談窓口職員への研修の充実や相談体制の強化、区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備など、状況を踏まえた技術的支援について記載しております。

（３）被害者の状況に応じた相談機能の充実では、被害者のおかれた立場を十分に理解して、その被害者の希望に応じた対応ができるよう、相談員の能力向上を図るための研修の充実などを挙げております。

続きまして、３、安全な保護のための体制の整備になります。

（１）保護体制の整備では、民間団体と連携した一時保護体制の充実、心理的ケア等同伴児童への対応のさらなる充実を記載しております。

（２）安全の確保と加害者対応では、被害者の安全確保に加え、被害者に直接対応する職員、支援者の安全のため、加害者対応の留意すべき点に関する検討、周知を挙げております。

続きまして、４、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備になります。

（１）総合的な自立支援の展開では、都の支援センターにおける自立支援機能の充実や被害者が切れ目ない支援を受けるための関係機関との連携の強化を記載しております。

（２）安全で安心できる生活支援では、子供の安全な就学の確保に向けた学校等関係機関との連携の強化、被害者や関係者が安心して生活できるよう法的支援の充実を記載しております。

（３）就労支援の充実では、関係機関が連携した被害者のニーズにあった支援策の提供を記載しております。

（４）住宅確保のための支援の充実では、都営住宅を活用した支援や公的保証制度創設に向けた国への働きかけを記載しております。

（５）子供のケア体制の充実では、子供の心の安定のため、親の心の傷の回復を側面から支援する必要性や面会交流に適切に対応するため、具体的な知識や技術を付与する

ことなどを挙げております。

5、関係機関・団体等の連携の推進でございます。

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化では、区市町村の配偶者暴力相談支援センター整備に向けた働きかけの強化。

(2) 民間団体との連携・協力の促進では、被害者のきめ細かな支援に大きな役割を担っている民間支援団体が有する専門的能力の活用や取組への一層の支援を挙げております。

続きまして、6、人材育成の推進と適切な苦情対応につきましては、

(1) 人材の育成におきまして、民間団体も含め、被害者支援に当たる人材の育成と支援者の負荷軽減に向けた対策。

(2) 二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応では、研修の充実や苦情処理手順の明確化を挙げております。

7、調査研究の推進では、加害者更正につきまして、国の動向の注視と民間団体の取組に関する情報収集を挙げております。

I の配偶者暴力対策につきましては以上となります。

続きまして、II、性暴力被害者に対する支援になります。東京都が27年度から実施しております、性暴力・性犯罪ワンストップ支援策の充実を挙げております。

またIII、ストーカー被害者に対する支援では、被害者の迅速な確保とストーカー行為の危険性や相談窓口の周知などの啓発を挙げております。

IVセクシュアル・ハラスメントの防止におきましては、被害に遭った人からの相談に適切に対応できるよう、相談窓口の対応能力の強化を挙げております。

最後Vになりますが、性・暴力表現等への対応におきましては、リベンジポルノ等、性・暴力表現にかかわるトラブルへの相談対応の強化を挙げております。

以上、簡単ではございますが、説明は以上になります。

○佐々木会長 それでは内容の検討に入らせていただきます。

まず最初に、東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方についての中間のまとめ(案)の1ページから6ページの第1部、基本的考え方から検討を始めたいと思います。

ここでは主に東京都女性活躍推進計画策定に当たっての基本的考え方について、現状認識とともに記載しております。記載が足りない視点、記載内容等についてのご意見な

どをお願いいたします。

なお発言時間についてですが、多くの委員の皆様にご発言いただけるよう、発言時間はお一人1回につき3分以内におさめていただければと思います。なお時間が足りず言い尽くせなかった場合には、後日事務局に文書でご提出いただければ、取りまとめて委員全員にお送りし、今後の答申案の作成に活かしていきたいと思います。皆様の貴重なお時間を使つての審議会ですので、ご協力をお願いいたします。

では、ご意見をお願いいたします。どなたからでも結構です。

○成澤委員 文京区長の成澤でございます。

基本的考え方の大前提のところですけども、国・都の取組からスタートしていますが、ウーマノミクスと言われているように、安倍内閣において女性活躍は世界公約、国際公約であつて、国際的な流れとの関係性をどう整理するのかというものをしっかりここに書くべきだろうというふうに思っております。

ざっと見た中では、ジェンダー指数のところぐらいでしか、国際比較の話が出てこないんですけども、例えばミレニアム開発目標における位置づけから、今度2030年に向けての持続可能な開発目標、SDGsに向けての位置づけですとか、具体的な企業に対する支援の中では、くるみんしか出てこないです。くるみんではなくて、国連が推奨しているWEPSへの対応ですとかをこの中に書き込んでいかないと、国際社会において男女平等参画を進められて企業がどう活躍をしていくのかという、活動を支援するためにも、国・都の取組だけでなく、国際社会に向けてのアピールがしっかりできるような位置づけをお願いしたいというふうに思います。

○佐々木会長 今のことについてでもいいですし、ほかの意見でもよろしいですけど、どなたかいませんか。

○河野委員 都議会議員の河野です。

今のご意見とは、また別の形でかなり二つの計画、膨大な資料ですので、ざっと一読させていただいて、感想的な意見、要望にさせていただければと思っています。言葉足らずのこともあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

女性活躍計画のほうで第1部です。基本的な考え方の2ページになります。白丸をつけていただいているんですが、その二つ目のところに、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会、これへの関係で女性を人財として活用していくことがオリンピックのレガシーとなるということで、位置づけられておりますが、私はこの計画自体が

男女平等参画社会実現ということが大前提にあると思いますので、このレガシーという位置づけの中に、文案で言いますと、最後のセンテンスです、下から2行目、女性の活躍はという前に「男女平等参画と女性の活躍は大会によりもたらされるレガシー」というような表現にさせていただくと、さらにこのレガシーという位置づけが深まるというふうに思います。

それから3ページです。男女平等参画は少子化対策そのものを目的としているわけはありませんが、というところがあります。子供をいつ何人生むか、この問題は国連の女子差別撤廃条約にも自由にかつ責任をもって決定する同一の権利というようなことが記されておりまして、各人に委ねられている権利だと思います。ですから、先ほどのご説明でも多様な柔軟な生き方をこの計画の中できちんと書いていくということなのですが、このあたりのところに、男女平等参画が少子化対策そのものを目的としているわけではないというふうには書かれておりますが、多様な生き方を認めるということを重視する考えを明らかにしていただければと思います。

それから、最後、3点目なのですが、5ページのところに行動計画の数値目標等についてということが書かれております。今後検討されていくということで数値目標の問題が書かれておりますが、現行計画で定めている数値目標の到達を踏まえて、より実効性のある積極的な目標が定められるように、ぜひご検討をお願いしたいということです。

以上、意見です。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。どうぞ。

○平井委員 東京経営者協会の平井です。

第1部について申し上げます。まず、2ページの下から三つ目の○に、賃金格差の問題が記述されています。賃金格差の記述は、他にもありますが、学歴、年齢、勤続年数、貢献度、職階の違い、あるいは就業する産業や企業規模の違いなどによってもたらされますので、こうしたことに十分留意した上で慎重に記述をしていただきたい。

次に5ページ、5の最初の○で数値目標の策定が検討されておりますが、企業の実態実情を十分に踏まえた上で、仮に設定するのであれば、その根拠、裏付けを明確にさせていただきたい

さらに次の下の○ですが、事業者等への行動目標や達成年度などの設定も取り上げられておりますが、業種・業態や事業規模について、十分に配慮をいただくとともに、事業

者の負担感、重複感を回避する観点から、女性活躍推進法の事業主一般行動計画などの活用も考慮いただきたい。

以上です。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木会長 では次の第2部、女性活躍推進計画に盛り込むべき事項の検討に入りたいと思います。この部分は先ほど事務局から説明がありましたように、第1部の基本的考え方を踏まえ、女性活躍推進計画に盛り込むべき事項を領域Ⅰ、領域Ⅱ、領域Ⅲまで各領域ごとに現状及び課題と取組の方向性を示した部分でございます。領域ⅠからⅢまでと広範囲ではございますが、どの部分からでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

どうぞ。

○真島委員 連合東京の真島でございます。

ちょっと基本的な考え方と少しかぶるところがあるので、少しお話をさせていただきたいと思いますが、今回の領域Ⅰでは、女性活躍推進を全面に打ち出しているということは評価できるものの、例えば、あくまでもやはり先ほどもご意見もありましたとおり、国の基本法に沿って、これまでの条例ですとか、行動計画に沿ってつくられているということを踏まえた上で、やっぱり男女平等参画という視点をもっと盛り込むべきではないかというふうに思っております。

そういう点では、前の行動計画のように、例えば働く場における女性の活躍というよりは、働く場における男女平等の推進ですとか、そういった男女平等の視点をやっぱり入れていただきたいことが一つ。

それから、これまでの行動計画では、いわゆる人権が尊重される社会の実現という項目があったかというふうに思います。そういうところに本来LGBTですとか、その分野に入れるべきではないかなというふうに思っています。

新たな計画では、特別な配慮を必要とする男女の支援のところに入っているわけですが、けれども、しかも障害者と並列になっているというのは、どうしても違和感があるなというふうに思っていますので、その辺のところはご考慮いただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐々木会長　ありがとうございました。

ほかにございませんか。はい、どうぞ、大久保さん。

○大久保委員　部会委員も兼ねておりますので、中身のつくりのほうについては、コミットしているんですが、それを議論する中で、私なりにどういうふうに全体、フレームを考えて、この取りまとめの議論をしたかということをお話をさせていただきます。東京都がどういう特徴を持った地域なのかということを考えておきまして、先ほどもちょっと触れられましたが、長時間労働においては、全国最低なんですね。通勤時間も全国最高に長い、最低ということですね。出生率も全国で一番低い。とてもある種ネガティブなところで突き抜けた状態にあるわけです。一方で、女性の管理職登用等については、全国でもいろんな分野でトップクラスだったり、この中でうまく表現し切れていないところもあるんですが、民間の取り組みの中でも、非常に先進的な取り組みが、東京都は集中的に行われている。あるいは、65歳以上の女性の就業希望率って、これも東京はトップなんですよ。

というように、両面性を東京という地域は持っているんだというふうに思っておりまして、じゃあ、そういう両面性を持っているというところから何が言えるんだろうかと。二つ私は考えたことがあって、一つは、このギャップがあるだけに、非常にこの領域において、都民のニーズは強いということなんですね。女性の参画がどんどん進んでいるからこそ、保育所に対するニーズが非常に強いとか、あるいは、就業意欲を持っているからこそ、高齢者の就業支援に対するニーズがすごく強いとかという、そういうことが一つは言えるんだろうと。このことにどううまく対策の中で吸収して、向き合っていけるかということをお考えしました。

もう一つは、先進的な要素はたくさんありますので、要するに、目の前のところで、新しいことは次々と生まれ始めているわけです。例えば、典型的にいうと、働き方のところでいえば、ご承知のとおり、最近、企業のサテライトオフィスって東京は増え続けてきているわけですね。長時間労働で通勤時間が長いですから、そこにおいて、会社に行かずに仕事ができる場が家の近所に設置されるということの効果というのは、すごく大きいわけです。こういうものが先進的企業を中心にどんどん生まれ始めていて、整備されつつあって、そういうふうにサテライトで仕事ができるとか在宅で仕事ができると、結果的に男性は育児や家事に参加がすごくしやすくなるという、そういう効果を生み出

していくわけです。

そういう東京という大都市だからこそ進みつつある現象というのもあって、こういうものをうまく官民連携の中で取り込んで環境づくりをしていくとか、無料Wi-Fiなどのモバイル環境も整備すれば、一気に加速するかもしれない。そういうところの取り組みをすることによって、本当の意味でのこのテーマにおける先進地域になる可能性を持っているということが、もう一つの視点です。

その二つのことを強く意識しながら、議論をしてまいりました。個別に不十分なところもあるかもしれませんが、議論してきた過程での私の思いということで、お話しさせていただきました。ありがとうございました。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。どうぞ。

○片井委員 東京女子医大の片井と申します。

59ページの生涯を通じた男女の健康支援というところに関してですが、私は内分泌内科医で、男女の違いを考えて健康に取り組むというような性差医療をやっております。非常によく全体にまとめていただいているのですが、ちょっと言葉、文言などで医療者とかが読むと、もう少し言葉をシェイプアップしたほうがいいのかというようなところが散見されるものですから、今、ちょっと一つ一つ挙げているとお時間もないので、細かいことは申し上げませんが、ちょっとそういうところを直させていただいたものをまた後日、事務局にお送りしますので、皆さんに見ていただいて、検討していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。どうぞ。

○まつば委員 都議会議員のまつばでございます。

ご検討の上だということだと思っておりますけれども、この領域Ⅱのタイトルなんですけれども、「男性も女性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現」ということなんです、私の印象では、これは「女性も男性も」という順番のほうがいいのかという思いがございます。東京都女性活躍推進計画ということでもありますので、そういう意見を申し上げたいと思います。

○佐々木会長 はい、どうぞ。

○菅原委員 二松學舎大学の菅原と申します。

大変よくまとめられた中間案だと思いますが、大学で国際関係を教えている立場から一点だけ気になったことを申し上げます。この文書中では、外国人への視点が全く見出せないということです。東京はグローバル化が進んでいる都市であり、外国人も非常に多く住み、働いている、あるいは地域社会の中に入ってきているわけですが、そのような外国人の方への視点が出ていないのではないのでしょうか。もちろんこの文書の中に取り込まれているのだとは思いますが。今後、オリンピックも控えておりますし、やはり国際都市・東京として、外国人の方への視点、外国人との共生の視点のようなものが入ると、もっとよいものになるのではないかという印象を持ちました。また、DV対応の内容になりますが、外国語で相談する窓口などはあるのでしょうか。外国人に対応するという視点からは、そのような窓口もつくっていくべきではないのかと思いました。

以上です。

○佐々木会長 ほかにございますか。どうぞ。

○成澤委員 企業への支援を1項目立ち上げるべきじゃないかなと思っています。働き方の見直しにしろ、先ほど大久保委員からお話しされたサテライトオフィスにしろ、テレワークにしろ、先進的に取り組んでいくところは、積極的に男女共同参画を推進するほうがみずからの企業にとってもプラスになると思って、そういう取り組みをしているわけですが、全ての企業がそれをできるわけではないと思います。一歩踏み出させるために、例えば、先ほどのサテライトオフィスを開設するのであれば、それは企業にとって新たな負担になるわけですから、そこでの低利の融資制度だとか貸し付けの制度だとか助成金の制度だとかといったものを組み合わせて、働き方の見直しをすることが企業にとってマイナスではないんだということを、都として支援するという位置づけをしっかりと打ち出したほうが良いというふうに考えておりますので、提案をしておきます。

○佐々木会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○河野委員 第2部の領域Iというところで、15ページです。パートタイム労働者の適正な労働条件・処遇ということが記されております。先日、読みました政府の2016年経済財政白書、ここに子育て世代を視野に入れて、同一労働、同一賃金の原則を浸透させて、非正規労働者の待遇改善を求めているというような文言がありました。パートタイムあるいは派遣労働者の女性たち、そして、後のほうで出てまいりますけれども、若年労働者の置かれている実態があります。この状況を見ますと、どの計画にも政府の経済白書のように、同一労働、同一賃金という考え方を打ち出していくべき時期に至っ

ているのではないかと考えますので、ご検討いただきたいというのが1点です。

それから、その次の文章、柔軟な働き方ということが都に求める取組のところにありますが、ここも就業を継続しというようなことを位置づけて、雇用や処遇の確保、改善、これは妊娠・出産、育児、介護、こういうことに努力されている方々に切実な問題なので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

それから、職場におけるハラスメントも出ておりますが、パワーハラスメントは、セクハラに比べて、まだ認識や取り組みがおくれている側面もありますので、ここはハラスメント行為ということで、一くくりにさせないというか、しないというんですか、そういうご検討も必要じゃないかというふうに思っています。

以上です。

○佐々木会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○塚越委員 ファザーリング・ジャパンの塚越でございます。

非常にこちらまとめていただいて、ありがとうございました。

まず、基本的考え方ところで、女性活躍推進法をベースに作成されているところから、東京都としてさらに家庭や地域、あらゆる場ということでの拡大をすることによって、この領域Ⅱの部分ですね、地域における活動機会の拡大がさらに新しく盛り込まれているということに関しては、非常に賛同したいというふうに思っております。

その中で、領域Ⅱの2に当たるんですけども、こちら地域の活動拡大というところで、どうしても女性活躍の部分が基本になっていますので、女性が主になるのは理解できるんですけども、女性が社会活動、地域活動に参画するきっかけづくりというのが、一番最初の丸。そして、2番目の活動参画意欲がある女性と活動を結び付けるというところでも、やはりこれは女性を対象とし、3番目の丸で、男女ともにと、初めてここで男が出てくるということもあって、この3番目と上の二つは、男女で分けているから、こういう記載になっているのか。例えば、上二つが男女ともにというふうに、どちらも書いた場合には、三つ目の丸は必要ないんじゃないかとか、ちょっとファザーリング・ジャパンとしては父親支援をしていますので、父親たちの地域活動がやはり長時間労働等によってできていないということがあって、むしろ男性たちを焦点に、ここは何か記載ができないかなというふうな思いでございます。

それと、ちょっと外れるかもしれないんですけども、ワーク・ライフ・バランスという言葉で、知事が新しく就任されたときに、ライフ・ワーク・バランスということ

非常に意味を持って本人は使っていらっしやったと、間違いではなくということが非常に伝わってきましたが、この基本計画でそれがひっくり返るということはないのかどうかという、ちょっとそこを念のため確認したいなというふうに思いました。

以上でございます。

○佐々木会長 今のどこで確認するんですかね。知事に聞くんですかね。

○吉村担当部長 ライフ・ワーク・バランスでございますか。委員の皆様がご賛同になれば、表現の修正は可能だと思うんですが、皆様、いかがでしょうか。特にご異論ないようでしたら、修正いたしましょうか。

○佐々木会長 この場で議論するのはやめておきましょうか。

○吉村担当部長 中間のまとめでは、このままの形でよろしいでしょうか。

○佐々木会長 はい、そうですね。

ほかにございますか。どうぞ。

○溝口委員 民生委員協議会の溝口と申します。

民生委員の立場でちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、少子化、高齢化と申しましても、なぜ少子化になっているのでしょうか。その基本が、先ほどこちらの委員さんたちもおっしゃっていましたが、やはり企業は会社、そういうところが少子化にならないようにつくりをしていただければ、少子化にはならないと思うんですね。それから、私は、男性がもう少し時間的に余裕があって、家庭に戻って、一緒に子育てができるような社会構成をしていただければ、またそれも少子化にはならないのではないかなと。高齢化は、もうこれは自然に流れていきますけれども、親の面倒を見るために、働いている男性が、働き盛りの男性が会社をやめてしまう、この現実もあって、やはりそれは将来、日本の経済がちょっと活性化していかないんじゃないかなということですね。

それから、皆様は見たことがないかもしれませんが、私のところには、大きな企業が幾つかあります。朝早く、本当に若者がパートタイマーというんでしょうかね、仕事をきちんと持っていない若者がずらっと並ぶんですね。何百人も並んでいます。その方たちは仕事をキャリアアップできないのではないかな、このままこの仕事をずっと続けていって、高齢になったときにも賃金は変わらない、結婚したいと思ったときにも、賃金が変わらないんじゃないかなと思いますので、やはり企業のほうの体制を変えてもらうような施策をたくさん出していただけないかなと思っております。

どうもありがとうございます。

○佐々木会長　ほかにございませんか。どうぞ。

○西尾委員　東京都女性活躍推進計画の中で考えるべきことの中には、どのような形で女性の方々が就労していくかということも含まれていると思います。今、いろいろなご意見がありましたが、近年は、企業は女性の活躍を進める方向に変わってきていると、私自身も実感はしておりますし、我々経済団体としてもそれをどんどん推進していくという方向で進めております。なかなか実感ができないという話もあると思いますが、先ほど大久保委員から御発言があったような、働く場を変えていくような形のものもあるかと思いますが、企業は様々な就労の形を取り入れる方向へ、徐々にではありますが、進んでいると思っております。

ですから、このような会議の場で、女性活躍や女性の職域拡大などについて議論するのであれば、やはりステークホルダーの一員である事業者等の、意見がもう少し反映された形で入ってくると、良いのではないかという感想を持っております。現在の議論の内容については概念的には理解しますが、もう少し具体的な検討段階に入りますと、必ず企業者側に現実的に影響のある問題が入ってくると思いますので、それらを東京都の行動計画等々に落としていくときには、ぜひ、事業者の意見の把握及び反映をよろしくをお願いします。

それから、もう1点、介護に関するところですが、我々の組織でも同様なのですが、介護を抱えた社員、職員本人から「介護者がいる」ということは、なかなか企業側が把握しにくい状況にあります。自社でも、例えば、実際に介護の必要な家族を抱えている社員、職員の2割ぐらいしか「私は介護を今やっていますよ」ということを言わない事例があります。介護を抱えている状況をもっとスムーズに企業側に伝えられる方法を含む手厚い支援が望ましいと思います。また、東京は多分、20年後には、日本の中でも一番深刻な介護問題を抱えるのではないかと考えていますので、将来の要介護者の推計等を踏まえた介護体制、介護支援についても、東京都の計画に入れていただきたいと思います。

以上です。

○佐々木会長　どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。どうぞ。

○古賀委員　都議会の古賀と申します。

女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的な考え方、新たに加わったものがありまして、領域Ⅲの特別な配慮を必要とする男女への支援というところで、4番目に障害者、性同一性障害者、性的指向の異なる人への支援というものが加わっております。来年度から使用される高等学校の家庭科の教科書でも性同一障害が取り上げられ、流れとしては、今回、新たにこのことが記載されるということは、至当であろうというふうに私も思いますけれども。

この資料の中にあります性同一性障害は、これは一つの障害であるということは、国際疾病分類でも認められているということで説明があります。それを踏まえて、性的指向について、異性愛者以外の性的指向を持つ人々云々という定義が書かれておりますけれども、人権にかかわる問題も発生しているというふうにここに書かれているんですが、私は、テレビやいろいろ新聞等でもそうですが、結構、テレビでも性的指向を異にする人であろうと思うんですけれども、芸能界では活躍している人も多いし、堂々と自分の人生を生き抜いておられる、そういう力強いものを持っておられると思うんですね。部会の中では、この人権にかかわる問題が発生しているということ、あるいは、偏見や差別を解消するということが記載されておりますけれども、解消を目指すということは、現実には何か問題、差別があるということですが、実際、具体的にどのようなことが部会の中で議論されたのか、そのことを一つ、お差し支えない範囲でお知らせいただけたらありがたいと思います。

それから、先ほどの少子化のことについてのご意見がありましたけれども、人口減少の原因は少子化ということは、誰でもそのことには異論がないわけで、自治体も政府も保育所を整備したり、子供手当を支給するとか、高校の授業料を無償化するとか、子供を産み育てやすい環境を整備するというところに力を入れているわけでありまして。しかし、それだけではやっぱり十分でないというふうに思うんですね。人間の精神面、つまり生き方について、子供を産み育てることが大切なことだという価値観というものが十分に今、教育の場や家庭の中で言われているのかどうか、そういう生き方をめぐる考え方というものを我々は踏まえる必要があると思うんですね。昔は、5人兄弟とか八郎とか七郎とか、たくさんいて、5人兄弟、6人兄弟、7人兄弟、8人兄弟というのはたくさんあったわけですが、当時は、今よりも少なくとも子供を育てやすい環境が整っていたかといえば、決してそうではない。つまり、子供を産み育てるということに対する価値観というものが、一つ確立されたというふうに思うわけです。そういった視

点も、私は必要ではないかというふうに思います。

前段のことについて、部会の議論がもしあったのであれば、教えていただきたいと思います。

○佐々木会長 これはどなたがご説明しますか。

○吉村担当部長 では、事務局から、かわって報告させていただきます。

一番最近の部会の中で、この問題についてのご議論の中で出た事例といたしましては、先日、都内の大学生の男子学生の方が、ご自身の性的指向について、ご学友の方に知られてしまったということがきっかけとなりまして、自殺をされたという大変痛ましい事故がございました。それは人権が損なわれてしまう事例として、私の記憶に一番残っているんですけれども、そういった事例について部会の委員からご発言がありまして、それも踏まえて、記載をさせていただいたというところでございます。

○佐々木会長 はい、どうぞ。

○治部委員 治部です。どうもありがとうございます。

その発言は私がさせていただいたんですけれども、なぜかと言いますと、結構、私の身近で起こった事件だったからなんですね。大学の構内で落ちてしまったとか、実質、飛びおり自殺に近いことが起こりまして、その方は同性愛を理由に、そのことを自分ではなくて、ほかの人からいわゆるアウティングと言うんですが、ばらされて、それでいろいろなことを言われることが心配になってしまって、学校に行けなくなって、大学に相談もしたんですけれども、余り適切な対処がなく、結局、そういったことに至ったということがありました。

これは、一つの非常に一番悲しい形で出た事例なんですけれども、同性愛を理由に一般の子供よりもいじめられるというような調査結果も実はございます。ちょっと今回、資料としてはお配りはしていないんですけれども、もし、ご関心がありましたら、私のほうから情報提供することも可能ですし、また、今、国のほうで自殺防止の基本法がいろいろ議論されたりしている中でも、同性愛の方は、異性愛の方と比べて、自殺念慮が強いというようなデータもございまして、そのことはやはり社会の受け入れる素地がきちんと整っていないことのあらわれであろうというふうに思いまして、私は、今回、そういった発言をさせていただいております。

私自身は異性愛ですし、普通に夫は男性で子供が2人いて、子供はすごくかわいいんですけれども。私は、この形で今、非常にハッピーに感じているということとやっぱり

同じように、同性愛の方々というものが、その方たちの幸せを追求するような社会であってほしいと思いますし。私も親として、子供が異性愛になるのか、同性愛になるのか、ちょっとわかりませんよね。自分は子供をなるべくかわいがっていますけれども、そう考えていきますと、先ほど、ほかの先生方からもご発言ありましたけれども、やはり女性活躍推進であるとか男女平等というのは、根本に多様性の尊重というものが一番必要であると思います。私が女で、仕事も子育てもしたいと思うのと同じように、男性も仕事も子育てもしたいという方ができるようになる。そして、誰か同性を好きになった方が、その方がその方の幸せをやはり追求できるようになるということが、こういった計画を議論する上での一番の基本になるんじゃないかなというふうに考えました。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

ほかにございます。どうぞ。

○真島委員 部会のメンバーではないんですが、ちなみにということで、情報提供ですが、ちょうど連合のホームページに、先般、L G B Tに関する職場の意識調査というのがアップされていますので、職場におけるL G B Tというのは、当事者は8%というふうになっています。それから、身近にいるという人では、やはり6割近くは、いるということの結果が出ていますので、ホームページに出ていますので、職場での差別的な扱いとかということも聞いていますので、その問題を意識していく必要があるだろうなというふうに思っています。あくまでも情報提供です。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

時間の関係もありますので、次に、東京都配偶者暴力対策基本計画改定に当たっての基本的考え方についての中間のまとめ（案）の1ページから4ページの第1部、基本的考え方から検討を始めたいと思います。記載が足りない視点、記載内容等についてのご意見などをお願いいたします。

どうぞ。

○成澤委員 面会交流のところなんですけど、いわゆるD Vによって離婚になった後の面会交流では、このような個別的な子供のケアがとても大切だということはよくわかるんですが、離婚の段階で、面会交流の取り決めが不十分であったがゆえに、その後、D Vを含めたいろいろな事件につながっているということもあって、この記述だけだと、面会交流がいけないことであるかのような、面会交流の負の側面だけ書かれていて。本来、離婚後であっても、お父さんもお母さんも子供と面会交流をすることは大切なことであ

るわけですから、面会交流をしっかりと支援する、そのことによって、DVを防ぐというような視点をどこかに加えておいたほうがよいのではないかというふうに、これを読んで思いました。

以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○河野委員 私、第2部だと思って、手を挙げてしまったんですが、第2部でもよろしいですか。

○佐々木会長 よろしいですよ。

○河野委員 16ページの身近な地域での相談窓口の充実というところです。それで、右側の17ページにグラフが出ておりまして、例えば、この配偶者暴力支援センターとか公的な市役所などに相談した、警察に行ったという公的なところを相談窓口として足を向けている方というのが、意外と少ないんだなというのがわかりました。

東京都も区市町村と努力して、区市町村の相談窓口12カ所で、身近なところでいうことで開設されているようなんですけれども、そこに相談が結びついていない状況も起きているのではないかというふうに、ちょっと考えたんですね。それで、配偶者暴力支援センターとか公的な機関では、専門性を持つ職員の方が配置されていて、被害者の救済と自立支援に向けて、本当に切れ目ない支援ということで、いろいろな蓄積も積んで頑張っておられます。こういう現状を踏まえて、さらに公的機関の相談や支援の窓口、その役割が発揮できるようにするには、どうしたらいいのかなと私自身も考えますが、ぜひ、この計画づくりの中で、取り組みの方向性を定めていただければ幸いだなと思って発言させていただきました。

○佐々木会長 ありがとうございます。

基本的な考え方ところで、ほかの方おられませんか。どうぞ。

○古賀委員 都議会の古賀です。

「配偶者等の表記について」に関してですけれども、これは前期の審議会の際にも私は意見申し上げて、議論になったことなんです。現在、東京都の配偶者暴力に関する取り組みの中では、同棲をしている人、つまり婚姻届に基づく法的な婚姻関係がある人以外でも、また離婚した人についても対応しているわけですね。そういうことで、前期の審議会の中では、「等」は入れないということで、「など」を入れていないという

ことで、表記については、従来のままということになったんですけれども、ここでまた「など」が表記の変更ということで提案をされておりますが。私は、あえてこの「等」を入れるということは、前回申し上げたような理由で、必ずしも必要ないのではないかというふうに考えております。このまとめていただいた資料の中にも、「等」について、生活の本拠を共にしない交際相手などの親密な間柄にあるパートナーを含む場合ということで、「等」を入れると、「など」を入れるということになっているんですけれども、今までの東京都の取り組みでも、この点も対応できているのではないかというふうに思うんですね。

それと、資料の中に、先ほどご説明にもありましたけれども、同性同士のストーカー行為というようなことも書かれておりますけれども、いろいろうがった見方をすれば、渋谷区や世田谷区等での同性婚合法化を目指す条例の制定等があったことを受けての、また、その流れを東京都のこの取り組みの中でもつくりたいという考え方があるのではないかというふうに、うがった見方ですよ、考えてしまうんですけれども。憲法の規定での両性の合意ということになっておりますし、民法でも婚姻届は、夫、妻ということで届け出をすることになっている段階で、今、あえて東京都の取り組みの現状等を考えれば、既に対応できているという判断もできるわけで、やはり命のバトンを次の時代につないでいくためには、男女による婚姻というものがあくまでも基本である。そうしなければ、命というのは誕生しないわけでありますので、そのことを前提に一つの価値観として捉えれば、あえて、ここで今回、「など」をこの表記について変更をして入れるということは、多少問題ではないかという意識を私は持ちます。

その点、議論がもしあったのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○佐々木会長 これはどなたからご説明したらいいんですか。

○吉村担当部長 では、代わって事務局からお答えします。

今、委員がおっしゃられた前期の審議会の際のご意見、議論の状況も部会にお伝えいたしまして、それも含めて、部会委員の皆様にご議論いただいたところでございます。部会では、やはり「等」を入れることで、法律が対象としている方以外も都の取組の対象となっているということがわかりやすくなるのではないかということで、前期審議会から5年たったという、この間の状況の変化もございますので、こういったことをわかりやすく都民の方にお伝えするためにも、「等」という表現を加えたらいいいのではないか

ということで、改めてこちらの表現になっているところでございます。

○佐々木会長 ほかにございませんか。

○古賀委員 もう一度いいですか。

時間も限られておりますので、朗々と私は持論を展開するつもりは全くありませんけれども、私の結論は、「等」を入れる必要はないというふうに思いますので、そのことを踏まえて、皆様のご判断を仰ぎたいというふうに思います。私は必要ないと思います。

○佐々木会長 それでは、今のご意見を受けて、次回総会までに、引き続きこの部会でどうされるのかというのを検討していただきたいと思います。とりあえず原案はこのままで残しておきます。

次に、第2部、基本計画に盛り込むべき事項の検討に入りたいと思います。

この部分は、第1部の基本的考え方を踏まえ、基本計画に盛り込むべき事項をⅠ、配偶者暴力対策からⅤ、性・暴力表現等への対応まで、それぞれに現状及び課題と取り組みの方向性を示した部分でございます。ⅠからⅤまでのどの部分からでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

どうぞ。

○真島委員 先ほど面会交流のところが意見としてはあったんですが、ちょっと私は違う視点ではあるんですけども、本冊の要するに誤解があるんじゃないかなということで申し上げたいと思いますけど。本冊の33ページのところで、面会交流がいい場合もあるし、悪い場合もあるということで、逆に、要するにどちらでも捉えかねないなというところがありますので、やはり実際、現場の女性団体とかDV被害の支援に当たっている団体の方から聞くと、絶対に会わせないというところもあったりもするので、子供の利益を最優先にした場合、どちらともとられるということもあるとは思いますが、この表現がやはり適切ではないのではないかなというふうに思っていますので、少し表現の仕方を考えていただければというふうに思います。

以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

○片井委員 10ページの早期発見体制の充実というところで、ちょっと意見を述べさせていただきます。

4番目の丸で、医師や保健師、看護師などの医療従事者が気づきやすい立場にいるこ

とから、医療関係者のためのマニュアルを作成して、都内の各医療機関に配布していますという文章があるのですが、今回、事務局からいただきましたこのようなもので、取扱注意として、すばらしいマニュアルが作成されています。ちょっとここに関してお願いなんですけれども、私は、今回、これを見るまで、このマニュアルを実は目にしたことがなかったんですね。これを見て、二つのことに気づきました。

一つは、内容が非常にすばらしいです。臨床に即していて、非常にすばらしい内容なんですけど、ちょっと問題点というか、普及していないという現状があります。一つは、やっぱりお伺いすると、取扱注意というふうなことになっていて、加害者に対する対応の部分が恐らく取扱注意の理由かと思うのですが、実際、1 ページだけなんですけれども、加害者にこう聞かれたら、こう答えましょうみたいな、問い合わせのところがあるので、恐らくそれが加害者が目にしてしまうといけないということで、取扱注意になっているかとは思いますが。恐らくこの本の形で、各医療機関のほうにいっぱいあると思いますけど、それをつくって配るだけでも。配っても、病院で1 カ所にいただいても、どこかに1 カ所に入れておくだけで、お蔵入りしてしまっているという現状があるんだと思うんですね。

それで、これを配ったで文章はもう終わっているんですけども、今後、せっかくこれだけいいものがあるのであれば、普及させますみたいな言葉にかえて、普及に対するアクションを起こす必要があると思います。普及のさせ方としては、これ、冊子にして、すごくお金もかかりますし、全医療者が知っておくべき内容が書いてありますので、事務職員も含めて、本をどんどん印刷するというよりはほかの方法ですよね。一つ、私は考えたのですが、多くの病院で現在、連絡などに院内の外に漏れないような形のメールを使っていますので、各病院にこれをPDFか何かで都から送って、職員に周知を願いますということで、全職員に配っていただくのが1 点。

それから、本当にこれ、取扱注意として、その医療従事者以外見ちゃいけない資料なのかというところをもう一回、ちょっと検討していただく必要があるんじゃないかと思うんですね。私が目を通したところは、これはもう被害者の人たちもみんなが本当は見えておいて、病院に行けばいいんだとか、こういうことができるんだというふうに、むしろ知っていただきたい事実のほうが多くて、1 ページだけ加害者からの問い合わせに対して、こう答えましょうというのが、ここだけの1 ページが前に行くと、加害者がもうそれを知ってしまうというところだけなので、ちょっと工夫して、場合によっては、こ

のページを抜かして、都のホームページないし、いろんなところにみんなが知っていて、いいんじゃないかなということもありまして。

ちょっとそのような観点から、せっかくこれだけいいものがもう既にあるのであれば、今回の文言に関しては、配付しています、で終わらせずに、さらにこれを普及に努めますという形にさせていただいて、普及のアクションまでは、ここに書く必要ないのかもしれませんが、ちょっとそれはアクションとして起こしていただくと、よろしいんじゃないかと思います。

実際、私たちは、普通でもすごくいろんな方が来て、こういう方たち見えていますので、このようなマニュアルどおりに行われていない部分があって、取り逃がしている部分が非常にあると思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 もう1人、どなたか手を挙げていました。

○治部委員 私は5番の関係機関・団体等の連携の推進の部分で、(2)の民間団体との連携・協力の推進について、意見を申し上げたいと思います。こちらは、多分、部会の委員の方々でご専門家だと思うので、すみません、釈迦に説法だったら大変申しわけないんですけども。

私は、以前、DVのセンターの民間シェルターを統括している方と親しくしていただいて、記事を書いたり、いろいろ書けないところまで話を聞いたことがありまして、ここに書かれている、計画案に書かれていることは本当にもっともなんですが、ぜひ、もっと突っ込んで記述するか、もしくは、資金提供をもっと積極的に行っていただきたいなというふうに思います。

自分の書いた記事なんですけれども、ちなみにということで、ファクトを申し上げますと、平成21年度には、地方公共団体から日本全国の民間DV支援団体に合計1億4,000万円が支払われています。これは公的なDVセンターには億単位の予算が使われているのと比べると、本当に民間に配られているお金は微々たるものであります。民間の委託の仕組みは非常にシンプルで、大人1人保護した場合、1日7,600円、子供1人1日4,000円が利用実績に応じて支払われる。人を保護して預かったらお金がもらえるという仕組みになります。しかしながら、当然、支援団体というのは、24時間365日、スタッフがスタンバって、いつ助けてと言われるかわかりませんので、人を張りつけておかねばなりません。なので、入るほうのお金は利用実績に応じてですが、団体を運営していくためには、人が常時、人件費がかかっているという状態に

なっております。

大体なんです、このシェルターネットというところには、68の民間団体が全国で加盟しているらしいのですが、1団体、年間300万円から2,000万円程度の財源で運営しているということです。私は、自分が納税者として考えたときに、この数字を聞いて、大変腹が立ったんですが、人の命を守るところにこんなに少ししかお金が使われていないのかというふうに思いました。やはりこれは別に都の問題というよりは、DVの被害者の命を守ることが政策の優先課題になっていないということなんだなというふうに思いまして、記事にもそのように書きましたが、非常によく読まれました。

これは、東洋経済オンラインという経済メディアに書いたんですが、ビジネスマンも非常によく読まれていまして、こういった事実がそもそも知られていないということも問題なんですけれども、やはり私たちが税金を払っているのは、何より民間のサービスでは賄えない命を守ることであるとか、公共サービスのために税金を払っているので、ぜひ、こういったことに優先的に財源を回していただきたいというふうに切にお願いいたしますし、その観点からしますと、もちろんこの文言は本当に、36ページですね、そのとおりでなと思うんですが、ぜひ、もっと突っ込んで、がんと予算を出してあげてほしいなというふうに思いました。

以上です。

○佐々木会長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○佐々木会長　活発なご意見ありがとうございました。

本日のご意見や都民の皆様のご意見を踏まえて、今後の検討に入るわけですが、今後の審議会の運営につきまして、事務局から説明をお願いします。

○吉村担当部長　それでは、今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料9をごらんください。中間のまとめ（案）につきましては、本日、皆様にご審議いただきました内容と、この後にいただく追加意見と合わせて、事務局のほうで修正をさせていただきます。なお、追加のご意見につきましては、大変恐縮でございますが、文書にて本日から1週間後の9月9日（金）までに事務局にお寄せいただければと存じます。

修正案につきましては、会長及び両部会長にご確認をいただきまして、調整をしたものを中間のまとめとさせていただきます。なお、中間のまとめの最終調整及

びご確認につきましては、会長にご一任いただきたいと考えております。

- 佐々木会長　ただいま事務局から最終調整、確認は会長に一任とのご提案がありました。委員の皆様のご意見は可能な限り反映したいと思いますので、最終調整及び確認につきましては、私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 吉村担当部長　どうもありがとうございます。

それでは、会長に最終確認をいただきまして、資料9に戻りますけれども、この中間のまとめにつきましては、10月中旬に全委員の皆様にお送りしたいと存じます。その後、10月の中旬から2週間、都民の皆様からの意見募集、いわゆるパブリックコメントになりますけれども、実施をいたしたいと存じます。意見募集の期間中は、東京都生活文化局のホームページに中間のまとめ全文を掲載するとともに、都庁第一本庁舎の3階に、都民情報ルームというのがございますので、そちらでも閲覧できるようにさせていただきます。その後の11月、ただいま11月中旬ぐらいになるのかなというふうに考えておりますが、両部会を開催させていただきまして、都民の皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえまして、ご審議をいただき、答申案を作成していただきます。その後、12月に予定しております第3回総会で、両部会長から改めて答申案のご報告をいただきまして、総会でのご審議を経まして、知事への答申、このような流れで考えております。

最後に、事務的な連絡で恐縮でございますが、第3回総会の開催日程についてお手元に日程調整表を用意させていただいております。お手数でございますが、ご都合を記入の上、お帰りの際、机上に置いておいていただくか、この後、電子メールでデータをお送りいたしますので、そちらへのご返信ということで、来週中に事務局にいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

- 佐々木会長　これで、本日の議題は全て終了いたしますが、特に何かご質問、ご意見などございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

- 佐々木会長　両部会委員の皆様を始め、委員の皆様には最終の答申までの間、ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、東京都男女平等参画審議会第2回総会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

(午後 3 時 1 7 分 閉会)